

# 原告団ニュース

第1号 (2023年6月20日発行)

発行：オンライン資格確認義務不存在  
確認等請求訴訟原告団事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F

電話 03(5339)3601

FAX03(5339)3449

## オンライン資格確認

# 義務“不存在”確認求め提訴



訴訟の趣旨を説明した(2月22日、東京地裁)



厚生労働記者会での会見の様様(2月22日)

保険医・歯科保険医274人は2月22日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟(オン資「義務化」撤回訴訟)」第一次原告団を結成し、国を相手に東京地方裁判所に提訴した。同日、原告団長の須田昭夫東京保険医協会会長と弁護士代表の喜田村洋一弁護士(ミネルバ法律事務所)ら、原告・弁護士8人は司法記者クラブと厚生労働記者会で記者会見を行った。

須田団長は、オンライン資格確認(以下、オン資)義務化に伴い、廃業を決定している医師がいる現状を踏まえ、地域医療にとつて大きな損失であり、医療の本質とかわりのない資格確認の方法によって、廃業に追い込まれることがあつてはならないと指摘した。義務化を定めた療養担当規則が違憲・違法であることが判明したため、提訴を決定したと述べた。

7630万枚(人口比60%)、健康保険証としての利用登録が4526万1226枚(カード交付枚数に対する割合59.3%)であることから、マイナンバーカードによるオン資等システムは未完成であり、患者の大半に普及しているとは言えない状況にあると指摘した。医科診療所における資格確認方法の累計(2023年1月分)は、保険証2289万7396件、マイナンバーカード38万5111件であり、マイナンバーによる件数は保険証による件数の約1.7%に過ぎない。このような医療現場の実態を踏まえ、義務化の不当性を訴えた。

また、ランサムウェアなどのコンピューターウイルスによる医療機関への攻撃が相次いでいる現状から、オン資等システムを利用しインターネット回線に接続することにより、カルテ情報等の漏洩の危険が生じているとした。その上で、患者の個人情報を守ることができなくなり、医師の守秘

時系列表「オンライン資格確認等システムと保険証廃止について」

2021年10月20日	オンライン資格確認等システムの本格運用開始
2022年5月25日	厚生労働省 社会保障審議会医療保険部会で、厚生労働省がオンライン資格確認等システムの導入を2023年4月から医療機関に原則として義務付け、将来的に保険証の廃止を目指す方針を提案
2022年6月7日	「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」を閣議決定。2023年4月から保険医療機関・薬局に対するオンライン資格確認等システム導入の原則義務化、保険証の原則廃止を目指す方針を明記
2022年8月10日	厚生労働省 中央社会保険医療協議会（中医協）・総会答申書で、療養担当規則にオンライン資格確認等システムの導入義務化を明記することを決定
2022年8月24日	厚生労働省 保険局医療介護連携政策課長が、医療機関・薬局向けオンライン説明会において、保険医療機関が改正後療養担当規則3条に従わない場合、保険医療機関指定の取消事由となりうると説明
2022年10月13日	河野太郎デジタル大臣が記者会見で、「2024年度秋に、現在の健康保険証の廃止を目指す」と表明し、保険証をマイナンバーカードと一体化させる方針を発表
2022年12月23日	厚生労働省 中央社会保険医療協議会（中医協）・総会答申書で、オンライン資格確認等システム導入義務化について、経過措置を決定
2023年2月17日	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会が中間とりまとめを公表。政府は健康保険証を2024年度秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化させるために、カードを持たない人に対し「資格確認書」を発行する等の方針を確認
2023年3月7日	健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化させるマイナンバー法等改定関連法案（保険証廃止法案）を閣議決定し、通常国会に提出
2023年4月1日	オンライン資格確認等システム導入の原則義務化（改正後療養担当規則）が施行
2023年4月14日	マイナンバー法等改定関連法案（保険証廃止法案）が衆議院本会議で審議入り
2023年6月2日	マイナンバー法等改定関連法案（保険証廃止法案）が参議院本会議で可決成立

作成：東京保険医協会

別表 請求の趣旨 概要

<p>1 請求の趣旨 第1項</p> <p>健康保険法に基づく登録を受けた保険医である原告らが、2023年4月1日以降に、患者から健康保険法3条13項に規定する電子資格確認（マイナンバーカードによるオンライン資格確認）を求められた場合、</p> <p>①オンライン資格確認を行う公法上の義務がないこと</p> <p>②必要な体制を整備する公法上の義務がないことをそれぞれ確認するよう求める。</p> <p>2 請求の趣旨 第2項</p> <p>違憲・違法なオンライン資格確認義務化のため原告が被った精神的苦痛に対し、原告一人あたり10万円の慰謝料の支払いを求める。</p>
--

義務がないがしろにされている点を指摘した。政府が進める「医療DX」はオンライン等システムを「全国医療情報プラットフォーム」の基盤としており、患者の医療情報を国が収集・管理し、療養を良くするための政策なのか疑問があるとした。併せて、請求の趣旨の概要（左下表）を説明し、オンライン資格確認の違憲・違法性を訴えた。

(1) 健康保険法による委任の範囲の逸脱

健康保険法70条1項が、厚生労働省令（療養担当規則）に委任しているのは、療養の給付であり、被保険者の「資格確認」方法については、健康保険法には委任の内容に含まれていない。健康保険法の委任が、ないにもかかわらず、保険医療機関に対して省令でオンライン資格確認を義務付けているのは、憲法41条に違反し、違法かつ無効なものであると指摘した。

また、仮に健康保険法がその委任があると解釈しても、改正後療養担当規則は健康保険法の委任の範囲を逸脱してオンライン資格確認を義務化するものであり、違法であると主張した。

(2) 原告らの医療活動の自由に対する権利侵害

保険医である原告らの医療活動は、職業活動の自由（憲法22条1項）という側面だけでなく、国民の生命・健康を支える点で国民の生存権（憲法25条）にも深く関連している。また、療養の給付や資格確認をどのように行うかということは、患者のプライバシー権（憲法13条）とも密接に関連する。このように、保険医である原告らの医療活動は、単なる職業活動の自由にとどまらない、国民の生命・身体・財産等の権利保障を含む憲法上の権利である。原告らは、このように、保険医である原告らの医療活動は、単なる職業活動の自由にとどまらない、国民の生命・身体・財産等の権利保障を含む憲法上の権利である。原告らは、このように、保険医である原告らの医療活動は、単なる職業活動の自由にとどまらない、国民の生命・身体・財産等の権利保障を含む憲法上の権利である。

# 二次提訴で原告 1075 人に

## 口頭弁論 国は争う姿勢示す

4月21日、「オンライン資格確認義務不  
存在確認等請求訴訟」の第1回口頭弁論が  
東京地裁（岡田幸人裁判長）419号法廷  
で開かれた。被告である国は原告の「請求  
棄却」を求め、審理が始まった。

### 国に答弁書の提出求める 第2回は6月29日開催

行政訴訟の場合、国は訴  
え自体を却下」する申し立  
てをすることが多いが、今  
回は「請求棄却」を求めた。

近年、審理がオンライン  
で行われるケースも増えて  
いるが、原告は事案に鑑み  
対面で裁判を進めることを  
希望し、国も同意したこと  
から今後も審理は法廷で行  
われることとなった。ま  
た、原告から第二次訴訟を  
第一訴訟と併合するよう  
要望し、裁判長は「検討す  
る」と応じた。その後、併  
合が認められ、第一・第二  
訴訟は併せて審理が進めら  
れることになった。

### 第二次訴訟を提訴 原告は計1075人に

同日午前中、全国の保険  
医・歯科保険医801人  
は、「オンライン資格確認  
義務不存在確認等請求訴  
訟」第二次原告団を結成  
し、国を相手に東京地方裁  
判所に提訴した。保団連、  
全国の保険医協会・医会が  
訴訟への協力を会員に呼び  
かけ、第一次原告団274



第一回口頭弁論の概要と訴訟の趣旨について解説する喜田村  
洋一弁護士（写真左）、佐藤一樹原告団事務局長（写真中央）、  
二関辰郎弁護士（写真右）（4月21日、司法記者クラブ）



第二次訴訟原告団結成集会の様相  
（4月27日、衆議院第二議員会館）

なること、個  
人の医療情報  
が民間企業等  
によって営利  
目的で使用さ  
れる危険性等  
について解説  
した。  
医療界のセ  
キュリティは  
脆弱で、20  
22年には39  
件の漏洩事件  
が起こっている。しかし、  
マイナポータル規約は、個  
人が被った損害に対しデジ  
タル庁を免責する内容であ  
り、国は責任を負わない姿  
勢をとっていると指摘し  
た。  
3〜4月にかけて東京保  
険医協会が独自に行った患  
者アンケートでは、医療情  
報が流出する危険性につい  
て「心配する」との回答が  
約81%、保険証の廃止につ  
いて「反対」が70%となっ  
たことを報告した。「デメ  
リットを理解していれば、  
多くの国民は保険証の廃止  
を望まない」と述べた。  
原告団結成集会  
全国から1000人超参加  
4月27日には国会内で  
「オンライン資格確認義務  
不存在確認等請求訴訟」第  
二次訴訟原告団結成集会を  
開催し、会場約1000人、  
Webから約90カ所の参加  
があった。原告に加わった  
保険医・歯科保険医が全国  
から多数結集した。  
※詳細は次頁に掲載

## 義務化 資資オン 撤回訴訟

### 第二次訴訟 原告団結成集会

# オン資義務化は違法・違憲

4月27日、「オンライン資格確認(以下、オン資)義務不存確認等請求訴訟」の第二次訴訟原告団結成集会、Webで約90力所から



左から佐藤事務局長、喜田村弁護士、住江保団連会長、須田団長 (4月27日、衆議院第二議員会館)

ら参加があった。原告団から須田昭夫原告団長、佐藤一樹原告団事務局長および弁護士から喜田村洋一弁護士(主任代理人)が登場した。

#### 東京から全国の闘いに

須田団長は、冒頭の挨拶で「一番の問題は国民のプライバシーだ。政府が進めているデジタル化では、情報漏洩が起こるのは確実である。医師にとって、患者の医療情報を守ることは絶

対であり、漏洩の危険性があるオン資義務化を受け入れることはできない」と述べた。一次、二次を合わせて原告が1000人を超えたことを報告し、「すでにこの訴訟は東京だけではなく、全国の医療者の闘いになつている。引き続き協力をお願いしたい」と述べた。

住江保団連会長は、「オン資義務化は、省令改正だけで何の国会審議もなく強行されており、立法権

を定めた日本国憲法第41条や、法定手続きを保障する第31条に違反している。東京保険医師協会が呼びかけた訴訟の取り組みは非常に重要であり、私もさっそく原告に加わった。徹底的に闘っていかう」と呼びかけた。

藤田倫成医師(神奈川県保険医協会理事)は、神奈川県保険医協会が二次訴訟に向けて会員に原告参加呼びかけのDMを送付し、104人の申し込みがあったことを報告した。「診療形態や建物の構造、経営規模など様々な要因から、オンライン化に対応できない医療機関は少なくない。オン資に対応できない医療機関を切り捨てる無法なやり方に抗して(い)と述べた。

山田美香歯科医師(静岡県保険医協会副理事長)は、明確な意思表示の手段として訴訟が最適だと考えて原告団に加わったことを報告し、「オン資システムは医療者側から求めて作られたものではない。オン資義務化・保険証廃止は患者にも医療機関にも何のメリットもなく、混乱をもたらすだけだ」と指摘した。「訴訟を通じて政策の問題点が明らかにされ、裁判官が公正な判断を下すことを求めたい」とし、原告団への参加を呼びかけた。

中村誠二歯科医師(千葉県県保険医協会理事)は、オン資義務化が始されて1カ月弱となるが、マイナ保険証を使用する患者が1人もいないことを報告し、義務化のために余計な努力と時間が費やされていると述べた。「オン資義務化はレセプトオンライン請求、電子処方箋、電子カルテの義務化に繋がっていくので、今のうちに阻止しなければならぬ」と訴えた。

最後に佐藤事務局長が第三次訴訟の原告団への参加を訴え、閉会した。



山田美香歯科医師



藤田倫成医師



中村誠二歯科医師